

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的
2. 計画の基本目標
3. 計画の基本理念
4. 計画の位置づけ
5. 計画期間
6. 新たな視点
7. 体系図

1. 計画策定の目的

島田市は、平成 19 年 7 月 30 日に「島田市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、男女共同参画社会に向けた基本理念や、市、市民、事業者、市民団体が共同して取り組むことを定めるとともに、各種施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定することを明文化しました。

この条例に基づき、平成 21 年 3 月には「島田市男女共同参画行動計画」（以下「前計画」）を策定し、平成 21 年度から平成 25 年度までの計画期間において、男女共同参画のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。しかし、市民の代表者などで構成する男女共同参画推進委員会及び市職員で構成する男女共同参画推進会議の評価では、「ある程度の成果は認められるが十分ではない」という結果となっており、なお解決しなければならない多くの課題が残っています。◎内部評価結果は P53 に掲載

本計画の策定にあたっては、前計画の考え方を基本に、これまでの取り組みの中で明らかになった課題や住民アンケート調査の結果を反映し、最近の社会的課題へ対応するため、4 つの新たな視点を設けるとともに、個別施策の統合や廃止、新設を行いました。男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに推進するため、ここに「第 2 次島田市男女共同参画行動計画」を策定します。

2. 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現 - 互いに尊重し、支えあう、心豊かな社会の実現 -

自分らしく、いきいきとした毎日を過ごすことは、私たちの願いです。

男女が互いに相手を尊重し、相手の大切さを認識して支え合うことは、結果として、各々が自分らしく生きることにつながり、心豊かな社会、ひいては男女共同参画社会の実現に導くとの考えから、これを基本目標としています。

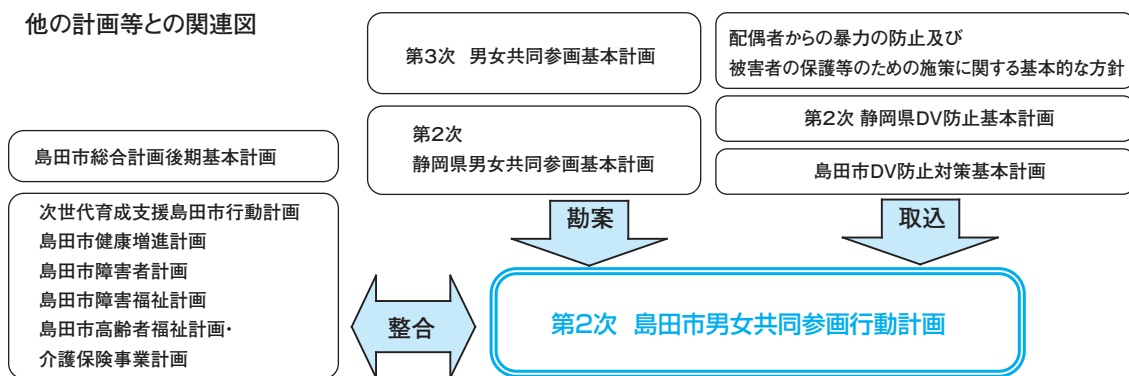
3. 計画の基本理念

本計画は、条例第 3 条から第 8 条までに掲げる 6 つの基本理念をもとに、男女共同参画の推進を図ります。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立
- (5) 国際的視野の下での男女共同参画
- (6) 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

4. 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画社会基本法 第14条に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 本計画は、島田市総合計画後期基本計画のもと、他の関連計画との整合性を図っています。
- 本計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「第2次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。
- 本計画の基本的施策 8「女性に対する暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条の3第3項に定める市町村基本計画を包含するものとし、その部分を「島田市DV防止対策基本計画」として位置づけるものとします。



5. 計画期間

平成26年度から平成30年度までとします。

ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

6. 新たな視点

- 施策の方向性「男性にとっての男女共同参画の理解の促進」の新設
男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる社会であり、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについて理解を深めるため、男性に対して積極的な働きかけを行います。
- 施策の方向性「男女共同参画の視点を持った防災等の推進」の新設
被災時の避難所運営などは、男女のニーズの違いを把握して進める必要があることから、防災分野での「固定的な性別役割分担意識」(*)を見直すとともに、防災分野における方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。
- 「男女共同参画の視点」の明確化
男女共同参画の視点を計画に明記し、共通認識の下で男女共同参画の個別施策を推進します。
- 「島田市DV防止対策基本計画」としての位置づけ
DV（ドメスティック・バイオレンス）(*)は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で、根絶すべき重要な課題であることから、「島田市DV防止対策基本計画」として位置づけ、被害者の立場に立った保護・支援などの施策を推進します。

※用語解説 P55、P56 参照

7. 体系図

目 標

男女共同参画社会の実現

— 互いに尊重し、支えあう、
心豊かな社会の実現 —

基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保
4. 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立
5. 国際的視野の下での男女共同参画
6. 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

基本的施策

1. 男女共同参画の視点に立った社会
制度・慣行の見直し

2. 男女の人権を尊重する教育や学習
の充実

3. 政策・方針決定過程への女性の
参画拡大

4. ワーク・ライフ・バランス実現に
向けた環境整備

5. 就労の場における男女平等の推進

6. 地域における男女共同参画の推進

7. 生涯を通じた男女の健康支援

8. 女性に対する暴力の根絶
(島田市DV防止対策基本計画)

9. 国際的視野の下での男女共同参画

施策の方向性

1-1 男女共同参画の推進に関する調査・研究及び情報の提供
1-2 男女共同参画の視点に立った行政施策の展開
1-3 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

2-1 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実
2-2 家庭・地域における男女平等の啓発・学習機会の提供
2-3 職場における男女平等の啓発・学習機会の提供

3-1 市政、審議会等への女性の参画促進
3-2 職場における女性の積極的登用
3-3 地域、各種団体における女性の参画促進
3-4 女性の人材育成

4-1 男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実
4-2 ひとり親家庭等への支援策の充実
4-3 高齢者・障害のある人が安心して暮らせる環境の整備
4-4 家事、子育て、介護など家庭生活への男女共同参画の推進

5-1 男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進
5-2 就労環境の改善のための多様な情報提供
5-3 女性の就業意識向上・能力発揮支援

6-1 地域の一員としての地域活動への男女の平等な参画促進
6-2 地域活動団体等の育成支援
6-3 男女共同参画の視点を持った防災等の推進

7-1 ライフステージに応じた健康支援
7-2 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

8-1 女性に対する暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実
8-2 相談体制の充実と関係機関との連携
8-3 被害者の安全保護と自立支援
8-4 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

9-1 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進
9-2 国際交流等を通しての多様な価値観の理解推進

